

(参考資料)
老朽化対策の本格実施について

橋梁の長寿命化の事例

適時適切な補修・補強により、80歳を超えて大きな損傷もなく使用

ばんだいばし
■ 萬代橋(国道7号)

所在地：新潟県(国道7号)
構造形式：鉄筋コンクリート橋
橋長：306.9m
建設年：1929年
(経過年数：84年)



○主な修繕履歴

S55：載荷試験
H1：主桁等修繕
H3：高欄修繕
H16：主桁等修繕
H18：主桁等修繕
H22：主桁等修繕

H22損傷状況
(主桁剥離)



H22修繕後
(主桁修繕)



橋梁の長寿命化の事例

適時適切な補修・補強により、隅田川には80歳以上の道路橋が10橋ある



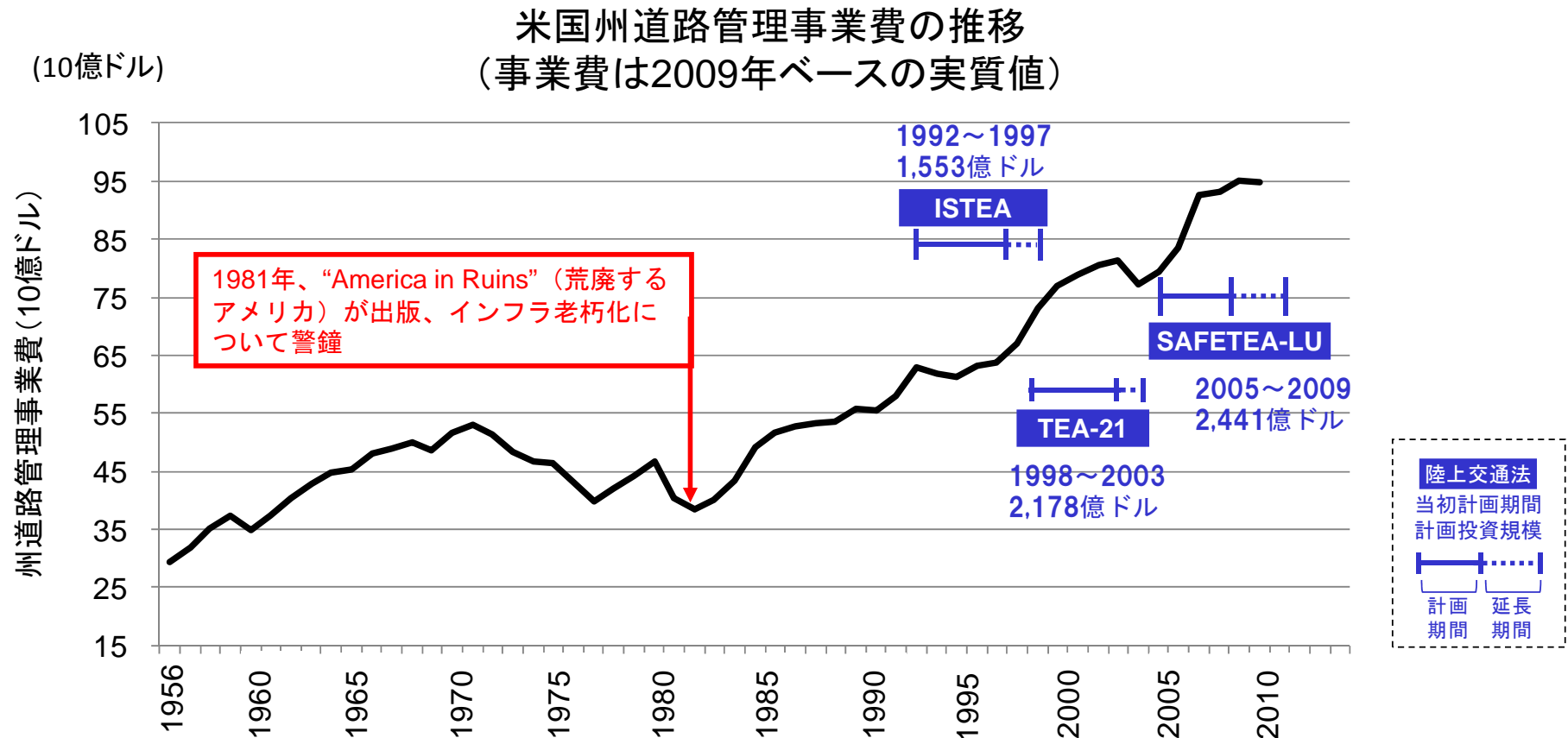
■隅田川に架かる80歳以上の橋梁リスト

番号	管理者	橋梁名	橋長 (m)	架設年 (西暦)	経過年数
①	国	せんじゅおおはし 千住大橋 (下り線)	91.5	1927	86
②	東京都	しらひげはし 白鬚橋	168.8	1931	82
③	国	こととばし 言問橋	237.1	1927	86
④	東京都	あづまはし 吾妻橋	150.1	1931	82
⑤	東京都	こまがたばし 駒形橋	146.3	1927	86
⑥	東京都	うまやばし 厩橋	151.4	1929	84
⑦	東京都	くらまえばし 蔵前橋	173.4	1927	86
⑧	国	りょうごくばし 両国橋	165.5	1932	81
⑨	東京都	きよすばし 清洲橋	186.2	1928	85
⑩	東京都	えいたいはし 永代橋	184.7	1926	87

出典: 東京「橋のポケットマップ」隅田川編(東京都建設局)

荒廃するアメリカと予算の推移

アメリカでは、80年代に落橋等のいわゆる「荒廃するアメリカ」を経験、予算を段階的に増額

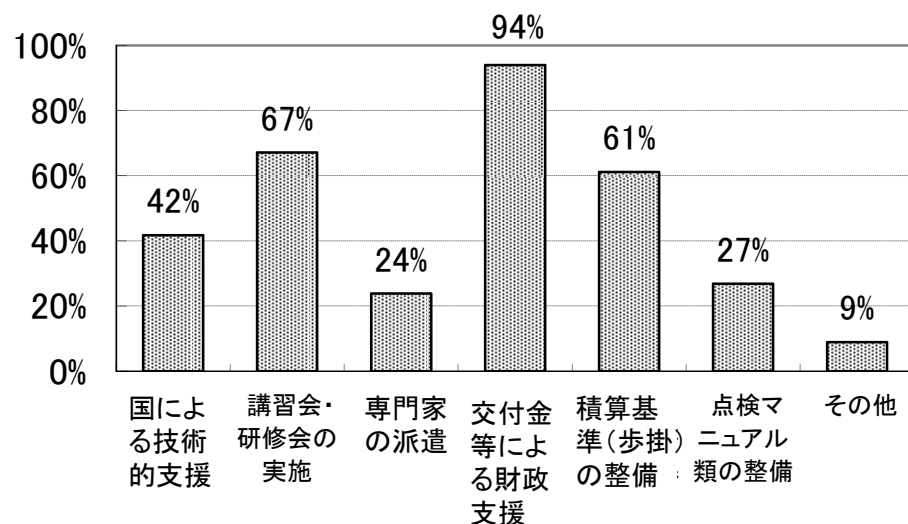


注) 州道路管理事業費は州の州管理道路に対する支出で、FHWA「Highway Statistics」の「Disbursements For State-Administered Highways」のデータのうち、① Capital outlay for roads and bridges、② Maintenance and highway services、③ Administration, research and planningの合計値をGDPデフレーター (US Bureau of Economic Analysis) で2009年ベースに換算したもの

橋梁長寿命化施策を進める上で地方公共団体が国に求める支援施策

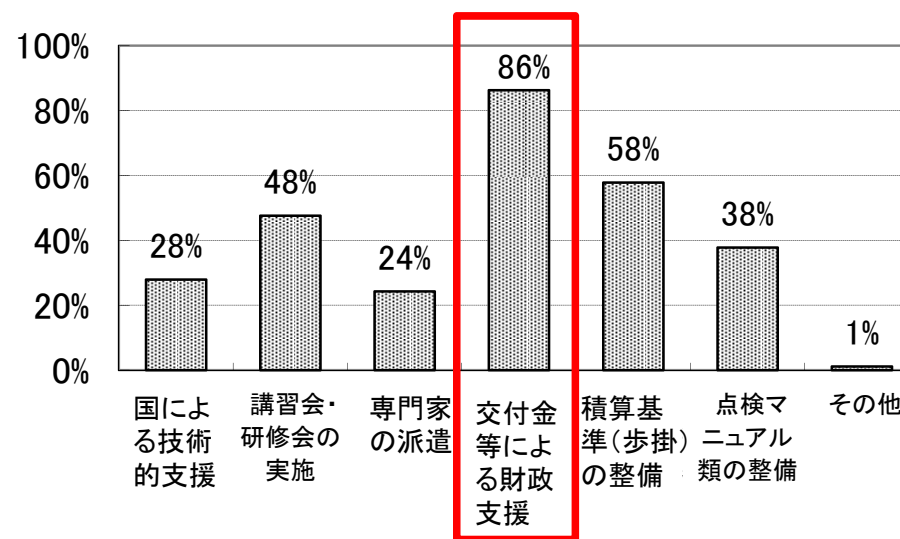
地方公共団体が国に求める支援施策として、「財政的支援」、「講習会・研修会の実施」、「積算基準の整備」を挙げた団体が多い

〔都道府県・政令市〕



※ 複数回答有(有効回答数67)

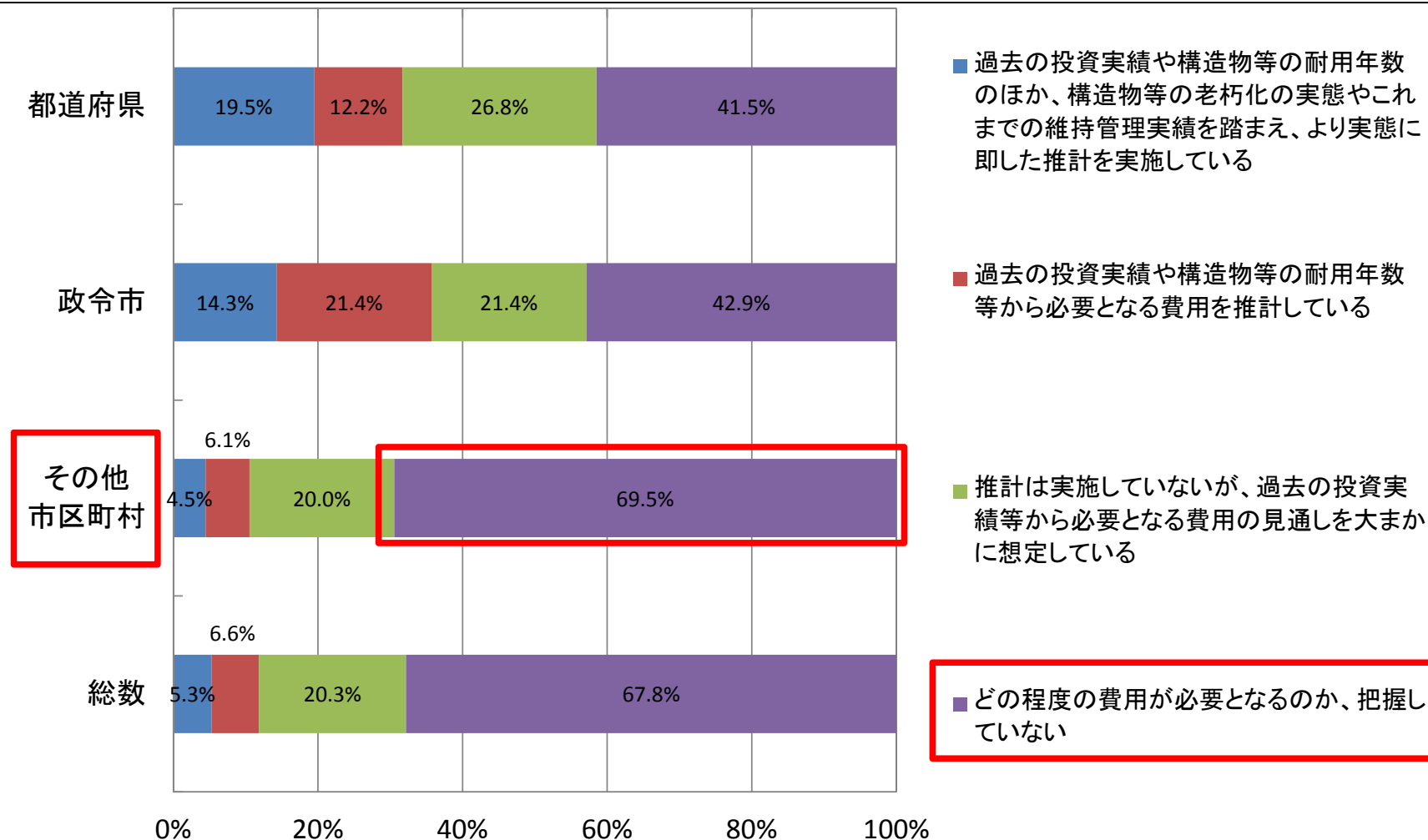
〔市区町村〕



※ 複数回答有(有効回答数1,630)

中長期的に必要となる維持管理・更新費の把握(推計)状況

貴団体が管理されている公共構造物・公共施設(全体)について、中長期的に必要となる維持管理・更新費を把握していますか？(1つ選択)



社会資本の老朽化対策会議

設置主旨

我が国社会資本の老朽化が急速に進む中で、「国民の命を守る」観点から、社会資本の戦略的な維持管理・更新を推進することが必要。

このため、必要な施策について検討し、着実に実施していくことを目的として、平成25年1月21日に国土交通大臣を議長とする「社会資本の老朽化対策会議」を設置。

構成員

国土交通大臣（議長）

国土交通大臣政務官（3名）

国土交通副大臣（2名）

関係局長以上（28名）

検討状況

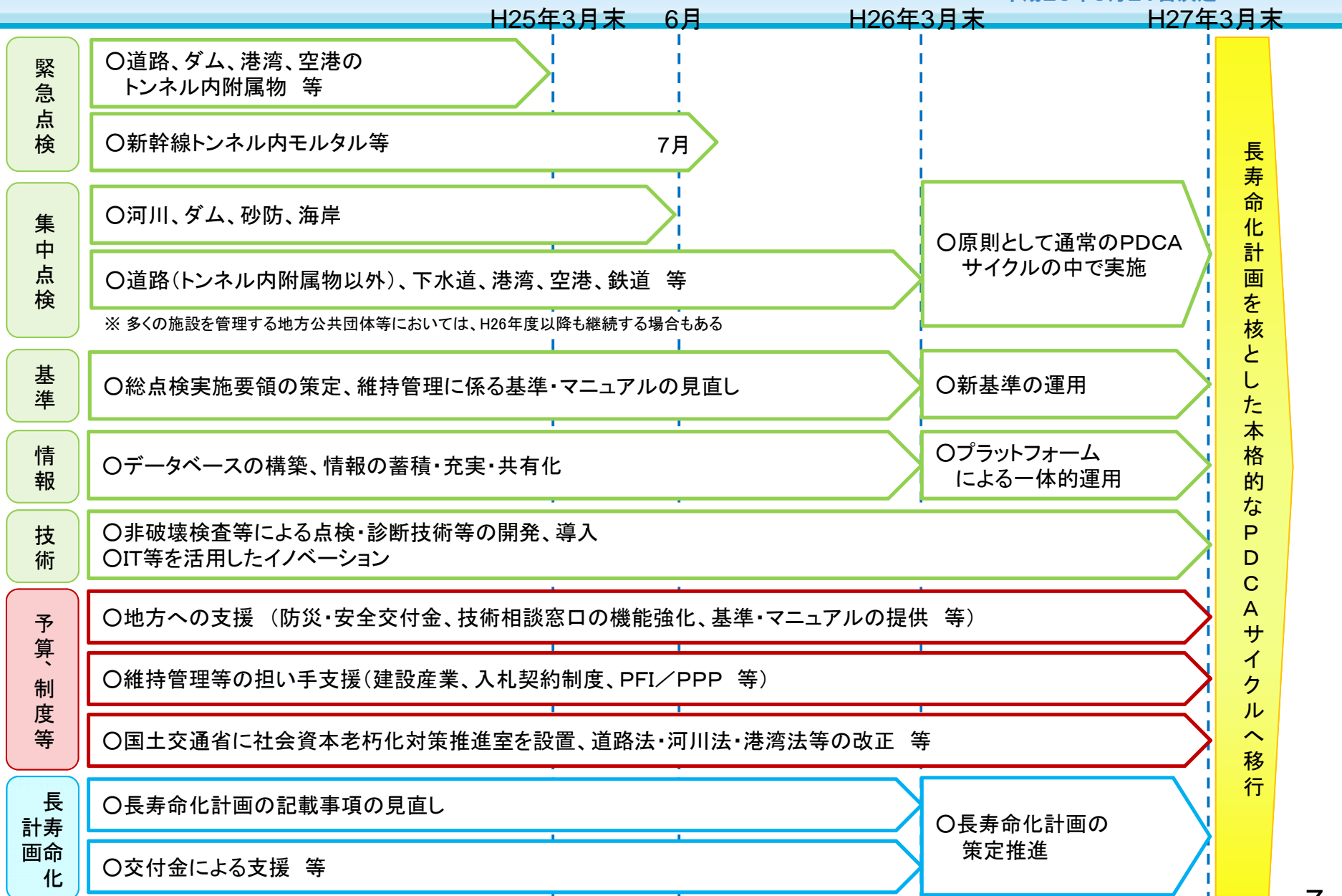
平成25年3月21日、老朽化対策の全体像を、スケジュールを明確にした工程表にしてとりまとめ。

<ポイント>

- まずは点検と的確な修繕を行い、新技術の実証や地方への人的・財政的支援、長寿命化計画の充実など、老朽化対策全般の施策をとりまとめ、本格的なPDCAサイクルの構築を推進。
- 体制強化のため、「社会資本老朽化対策推進室」（室長は事務次官）を設置。

社会資本の維持管理・更新に関し当面講ずべき措置 工程表(全体像・概要)

平成25年3月21日決定



長寿命化計画を核とした本格的なPDCAサイクルへ移行

詳細は国土交通省HP内「社会資本の老朽化対策会議」参照 (http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/point/sosei_point_mn_000003.html)

インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議の設置について(平成25年10月4日)

1. インフラの老朽化対策に関し、関係府省庁が情報交換及び意見交換を行い、連携を図るとともに、必要な施策を検討・推進するため、インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議(以下「連絡会議」という。)を設置する。
2. 連絡会議の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、構成員を追加することができる。

議長:内閣官房副長官補

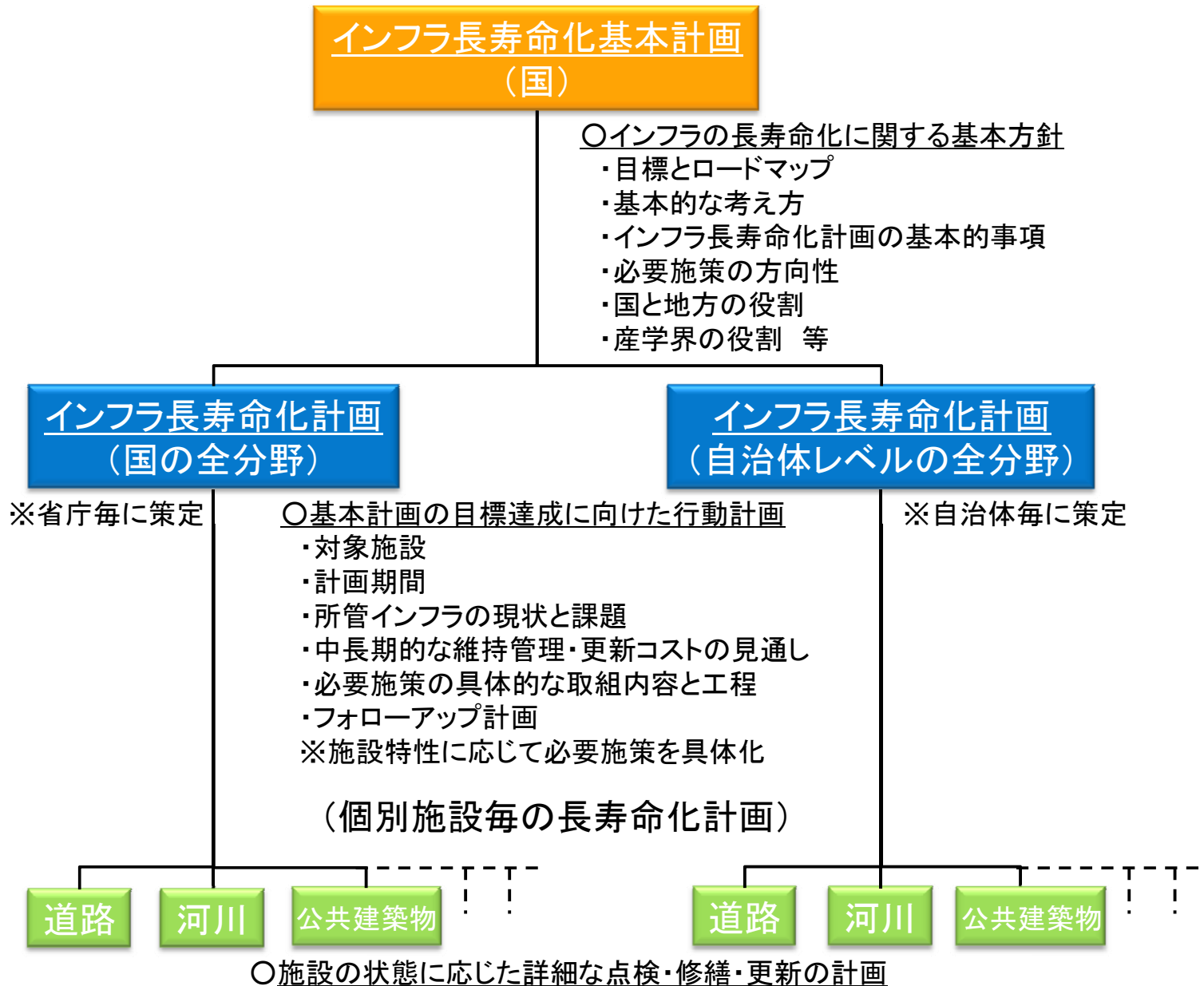
副議長:国土交通省総合政策局長

構成員:

内閣官房内閣審議官(内閣官房副長官補付)、内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室副室長、内閣府大臣官房長、内閣府政策統括官(科学技術政策・イノベーション担当)、警察庁交通局長、復興庁統括官、総務省大臣官房総括審議官、法務省大臣官房長、外務省大臣官房長、財務省大臣官房審議官、文部科学省大臣官房総括審議官、厚生労働省大臣官房長、農林水産省農村振興局長、経済産業省産業技術環境局長、環境省大臣官房長、防衛省経理装備局長、オブザーバー衆議院事務局庶務部長、参議院事務局管理部長、国立国会図書館総務部長、最高裁判所事務総局経理局長

3. 連絡会議の下に幹事会を置く。幹事会の構成員は、関係行政機関の職員で議長の指名する官職にある者とする。
4. 連絡会議(幹事会を含む。以下同じ。)の庶務は、関係行政機関の協力を得て、国土交通省において処理する。
5. 前各項に定めるもののほか、連絡会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

インフラ長寿命化に向けた計画の体系（イメージ）



インフラ長寿命化基本計画の概要

- 個別施設毎の長寿命化計画を核として、メンテナンスサイクルを構築
- メンテナンスサイクルの実行や体制の構築等により、トータルコストを縮減・平準化
- 産学官の連携により、新技術を開発・メンテナンス産業を育成

1. 目指すべき姿

○安全で強靱なインフラシステムの構築

- メンテナンス技術の基盤強化、新技術の開発・導入を通じ、厳しい地形、多様な気象条件、度重なる大規模災害等の脆弱性に対応
- 【目標】老朽化に起因する重要インフラの重大事故ゼロ（2030年）等

○総合的・一体的なインフラマネジメントの実現

- 人材の確保も含めた包括的なインフラマネジメントにより、インフラ機能を適正化・維持し、効率的に持続可能で活力ある未来を実現
- 【目標】適切な点検・修繕等により行動計画で対象とした全ての施設の健全性を確保（2020年頃）等

○メンテナンス産業によるインフラビジネスの競争力強化

- 今後のインフラビジネスの柱となるメンテナンス産業で、世界のフロントランナーの地位を獲得
- 【目標】点検・補修等のセンサー・ロボット等の世界市場の3割を獲得（2030年）

2. 基本的な考え方

○インフラ機能の確実かつ効率的な確保

- メンテナンスサイクルの構築や多段階の対策により、安全・安心を確保
- 予防保全型維持管理の導入、必要性の低い施設の統廃合等によりトータルコストを縮減・平準化し、インフラ投資の持続可能性を確保

○メンテナンス産業の育成

- 産学官連携の下、新技術の開発・積極公開により民間開発を活性化させ、世界の最先端へ誘導

○多様な施策・主体との連携

- 防災・減災対策等との連携により、維持管理・更新を効率化
- 政府・産学界・地域社会の相互連携を強化し、限られた予算や人材で安全性や利便性を維持・向上

3. 計画の策定内容

○インフラ長寿命化計画（行動計画）

- 計画的な点検や修繕等の取組を実施する必要性が認められる全てのインフラでメンテナンスサイクルを構築・継続・発展させるための取組の方針（対象施設の現状と課題／維持管理・更新コストの見通し／必要施策に係る取組の方向性 等）

○個別施設毎の長寿命化計画（個別施設計画）

- 施設毎のメンテナンスサイクルの実施計画（対策の優先順位の考え方／個別施設の状態等／対策内容と時期／対策費用 等）

4. 必要施策の方向性

点検・診断	定期的な点検による劣化・損傷の程度や原因の把握 等
修繕・更新	優先順位に基づく効率的かつ効果的な修繕・更新の実施 等
基準類の整備	施設の特性を踏まえたマニュアル等の整備、新たな知見の反映 等
情報基盤の整備と活用	電子化された維持管理情報の収集・蓄積、予防的な対策等への利活用 等
新技術の開発・導入	ICT、センサー、ロボット、非破壊検査、補修・補強、新材料等に関する技術等の開発・積極的な活用 等
予算管理	新技術の活用やインフラ機能の適正化による維持管理・更新コストの縮減、平準化 等
体制の構築	[国]技術等の支援体制の構築、資格・研修制度の充実 [地方公共団体等]維持管理・更新部門への人員の適正配置、 国の支援制度等の積極的な活用 [民間企業]入札契約制度の改善 等
法令等の整備	基準類の体系的な整備 等

5. その他

- 戦略的なインフラの維持管理・更新に向けた産学官の役割の明示
- 計画のフォローアップの実施

インフラ長寿命化基本計画等の体系(イメージ)

インフラ長寿命化基本計画

策定主体：国
対象施設：全てのインフラ

1. 目指すべき姿

- 安全で強靱なインフラシステムの構築
- 総合的・一体的なインフラマネジメントの実現
- メンテナンス産業によるインフラビジネスの競争力強化

2. 基本的な考え方

- インフラ機能の確実かつ効率的な確保
- メンテナンス産業の育成
- 多様な施策・主体との連携

3. 計画の策定内容

○インフラ長寿命化計画(行動計画)

- 計画的な点検や修繕等の取組を実施する必要性が認められる全てのインフラでメンテナンスサイクルを構築・継続・発展させるための取組の方針
- 対象施設の現状と課題/維持管理・更新コストの見直し/必要施策に係る取組の方向性等

○個別施設毎の長寿命化計画(個別施設計画)

- 施設毎のメンテナンスサイクルの実施計画
- 対策の優先順位の考え方/個別施設の状態等/対策内容と時期/対策費用等

4. 必要施策の方向性

点検・診断	定期的な点検による劣化・損傷の程度や原因の把握等
修繕・更新	優先順位に基づく効率的かつ効果的な修繕・更新の実施等
基準類の整備	施設の特性を踏まえたマニュアル等の整備、新たな知見の反映等
情報基盤の整備と活用	電子化された維持管理情報の収集・蓄積、予防的な対策等への利活用等
新技術の開発・導入	ICT、センサー、ロボット、非破壊検査、補修・補強、新材料等に関する技術等の開発・積極的な活用等
予算管理	新技術の活用やインフラ機能の適正化による維持管理・更新コストの縮減、平準化等
体制の構築	[国]資格・研修制度の充実 [地方]維持管理部門への人員の適正配置 [民間企業]入札契約制度の改善等
法令等の整備	基準類の体系的な整備等

5. その他

- 戦略的なインフラの維持管理・更新に向けた産学官の役割の明示
- 計画のフォローアップの実施

安全性や経済性の観点から必要性が認められる施設

行動計画

策定主体：各インフラを管理・所管する者
対象施設：安全性等を鑑み、策定主体が設定

1. 対象施設

- 自らが管理・所管する施設のうち、安全性、経済性や重要性の観点から、計画的な取組を実施する必要性が認められる施設を策定者が設定

2. 計画期間

- 「4. 中長期的な維持管理・更新等のコストの見直し」を踏まえつつ、「5. 必要施策の取組の方向性」で明確化する事項の実施に要する期間を考慮して設定
- 取組の進捗状況、情報や知見の蓄積状況等を踏まえ、計画を更新し取組を継続・発展

3. 対象施設の現状と課題

- 維持管理・更新等に係る取組状況等を踏まえ、課題を整理

4. 中長期的な維持管理・更新等のコストの見直し

- 把握可能な情報に基づき、中長期的なコストの見直しを明示

5. 必要施策に係る取組の方向性

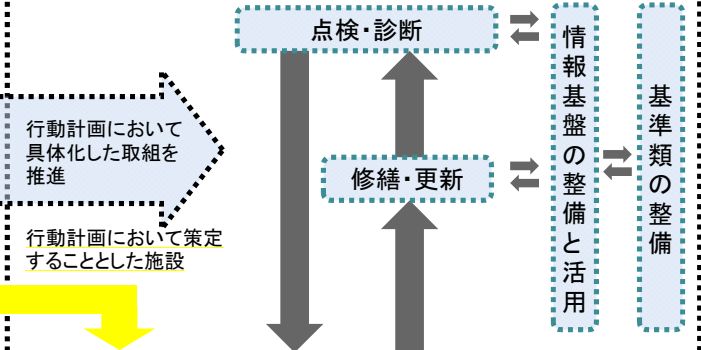
- 対象施設の現状と課題、中長期的な維持管理・更新等のコスト見直し等に照らし、必要性が高いと判断される事項について取組の方向性を具体化

点検・診断	例) 点検未実施の施設を解消
修繕・更新	例) 緊急修繕を完了
基準類の整備	例) 点検マニュアルを見直し
情報基盤の整備と活用	例) プラットフォームを構築・運用
個別施設計画の策定	例) 対象とした全ての施設で計画を策定
新技術の開発・導入	例) 重要な施設の全てでセンサーによるモニタリング
予算管理	例) 個別施設計画に基づき計画的に配分
体制の構築	例) 維持管理担当の技術職員を配置
法令等の整備	例) 維持管理に係る基準を法令で明示

6. フォローアップ計画

- 行動計画を継続し、発展させるための取組を明記

<個別施設計画を核としたメンテナンスサイクルの実施>



個別施設計画

策定主体：各インフラの管理者
対象施設：行動計画で策定主体が設定

1. 対象施設

- 行動計画で個別施設計画を策定することとした施設を対象

2. 計画期間

- 定期点検サイクル等を踏まえて設定
- 点検結果等を踏まえ、適宜、更新するとともに、知見やノウハウの蓄積を進め、計画期間の長期化を図り、中長期的なコストの見直しの精度を向上

3. 対策の優先順位の考え方

- 各施設の状態の他、果たしている役割や機能、利用状況等を踏まえ、対策の優先順位の考え方を明確化

4. 個別施設の状態等

- 点検・診断によって得られた各施設の状態について、施設毎に整理

5. 対策内容と実施時期

- 各施設の状態等を踏まえ、次期点検・診断や修繕・更新等の対策の内容と時期を明確化

6. 対策費用

- 計画期間内に要する対策費用の概算を整理

<メンテナンスサイクルを支える体制・制度等の充実>

新技術の開発・導入

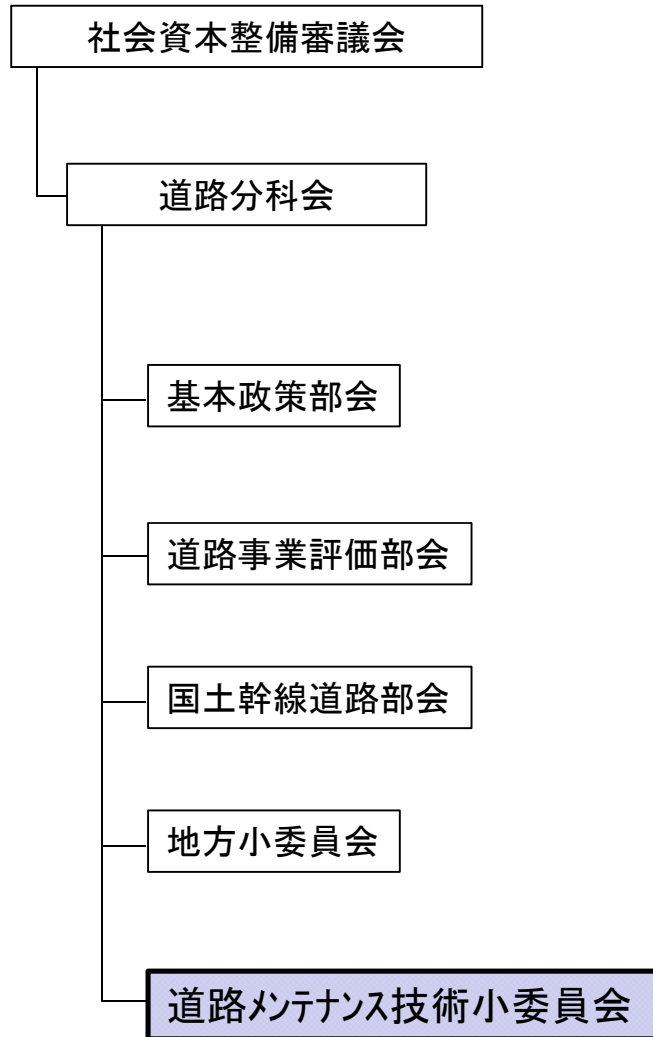
体制の構築

予算管理

法令等の整備

道路メンテナンス技術小委員会の設置(H25.1.28設置 計4回開催)

【検討体制】



道路メンテナンス技術小委員会

道路の維持管理に関する技術基準類やその運用状況を総点検し、道路構造物の適切な管理のための基準類のあり方を調査・検討

【委員会名簿】(五十音順敬称略) ◎: 小委員会委員長

あきば しょういち

秋葉 正一

日本大学生産工学部教授

あきやま みつよし

秋山 充良

早稲田大学創造理工学部教授

おおもり ふみひこ

大森 文彦

東洋大学法学部教授

こばやし きよし

小林 潔司

京都大学経営管理大学院経営研究センター長・教授

ささはら かつお

笹原 克夫

高知大学教育研究部自然科学系農学部門教授

ときだ けんいち

常田 賢一

大阪大学大学院工学研究科地球総合工学専攻教授

なす せいご

那須 清吾

高知工科大学マネジメント学部教授

にしむら かずお

西村 和夫

首都大学東京都市環境学部教授

にわ じゅんいちろう

二羽 淳一郎

東京工業大学理工学研究科教授

みき ちとし

◎ 三木 千壽

東京都市大学総合研究所教授

みき ひろし

三木 博史

(財)土木研究センター理事

もとだ よしたか

元田 良孝

岩手県立大学総合政策学部教授

1. 道路構造物の適切な維持管理に向けて

(1)維持管理の基本的な考え方

安全安心等を確保するため、点検⇒診断⇒措置⇒記録⇒(次の点検)の業務サイクルを通して、長寿命化計画等の内容を充実し、予防的な保全を進める**メンテナンスサイクルの構築**を図るべき

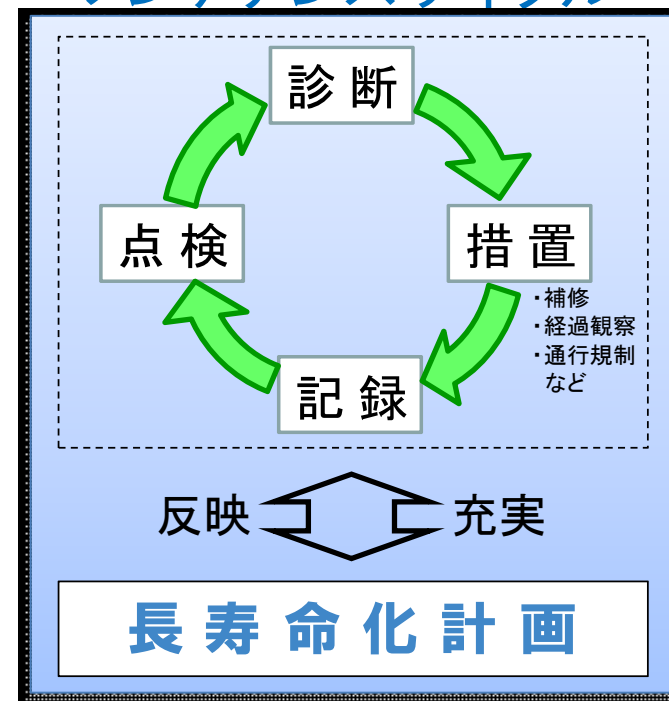
(2)メンテナンスサイクルの構築に求められる重要な視点

- ① 各道路管理者における点検の適切かつ確実な実施がなされるよう、点検の制度化を行うべき
- ② **長寿命化計画の策定**について、
 - ・ 高速道路や国管理の道路では、先導的に取り組むべき
 - ・ 自治体管理の道路では、国が財政的、技術的支援で策定を促すべき

(3)メンテナンスサイクルを支える基準類のあり方

- ① 国は、各道路管理者による適切な維持管理の実現を図るため、メンテナンスサイクルの構築に必要な基本的な事項を法令上に位置づけるとともに、要領やマニュアル等を含む基準類全体の充実を図るべき

メンテナンスサイクル



<基本的な事項>

- ・ 予防的な保全を目指した維持管理
- ・ 予めその頻度を定めた計画的な点検の実施
- ・ 構造物の健全度を一定の尺度で診断
- ・ 点検、診断、措置の記録の作成、保存 など

<その他重要事項(基準類全体の中で規定)>

- ・ 点検における盲点を作らないよう、非構造部材や道路附属物も含めた構造物(橋・トンネル等)単位で点検を実施
- ・ 修繕等に際して、フェールセーフ構造の採用等の積極的検討や、耐震補強等による機能確保の一体的な実施 など

- ② 基準類は、定期的な見直しや事故を回避するための緊急的な見直し等にも速やかに対応出来る構成とすべき
- ③ 各道路管理者は、国が示す基準類を踏まえ、個々の道路の状況を勘案し、必要な維持管理の内容を具体化すべき

2. メンテナンスサイクルの充実に向けて

(1)メンテナンスサイクルの段階的な充実と確実な実施

- ① PDCAサイクルの導入により、メンテナンスサイクルに基づく維持管理を段階的に充実すべき
- ② メンテナンス分野の産業育成や大学等との連携によるメンテナンスエンジニアの育成
- ③ 地勢・気象等による共通的な課題に対し、広域的な単位で対応する専門的組織や自治体支援拠点の強化
- ④ 高規格幹線道路等の重要な幹線道路については、点検の実施や長寿命化計画の策定及び措置状況を定期的に国が取りまとめる仕組み・体制の充実

(2)全国の道路構造物を対象としたデータベースの構築と活用

- ① 全国の道路構造物から得られる技術的知見を国が把握・蓄積し、基準類の見直し等に取り組むべき
- ② 技術的知見を蓄積し、技術基準類や研究開発に活かすための研究機関の体制の充実
- ③ 点検結果や構造物の健全度に関する情報の共有及び積極的な発信(見える化)により、維持管理に対する関心と国民理解の醸成

(3)不具合情報の収集と啓発の仕組みづくり

- ① 不具合情報について、速やかに収集し、各道路管理者に的確に注意喚起等を実施する体制・仕組みの充実
- ② 事故等の重大な不具合については、原因究明と再発防止策の検討を行う専門家組織を構築

(4)点検・診断等をサポートする技術開発や技術評価の推進

- ① 非破壊試験、構造物の劣化予測、長期的耐久性、ICTの活用、補修・補強等の技術開発について、産学官連携した取組の充実
- ② 民間が開発した新技術等の評価や認証制度の充実

3. 自治体でのメンテナンスサイクル導入に向けた支援

- ① 総点検後の情報共有、高度な診断等、国、都道府県による技術支援体制の確立
- ② 自治体の維持・修繕に対する集中的な財政支援

主旨

維持管理・更新に関する現状と課題を踏まえ、**今後目指すべき社会資本の維持管理・更新の方向性、戦略的な維持管理・更新に関する基本的な考え方**及び**国土交通省等が重点的に講ずべき具体的施策**に関して、技術部会社会資本メンテナンス戦略小委員会（平成24年7月設置）において審議し、取りまとめたもの。

第1章 維持管理・更新の現状と課題

- 社会経済情勢とこれまでの取組
- 国土交通省所管施設の実態と課題
- これまでの維持管理・更新に関する技術的進歩の推移と課題
- 地方公共団体における維持管理・更新の実施状況に関する現状と課題
- 国土交通省所管の社会資本に関する維持管理・更新費の推計と課題
- 維持管理・更新に関する制度面、体制面での現状と課題

第2章 今後目指すべき社会資本の維持管理・更新の方向性

- ・国民の安全、社会経済活動を支えている社会資本の維持管理・更新の重要性
- ・社会資本の維持管理・更新に重点をおいた体制の構築
- ・幅広い分野に及び性質が異なる社会資本の条件を考慮した課題の検討
- ・国民と一体となった社会資本の維持管理への取組の実現

第3章 戦略的な維持管理・更新に関する基本的な考え方

社会資本によって人々にもたらされる恩恵が次世代へも適切に継承されるよう、今後目指すべき**10の基本的な考え方**を整理

- 国の責務
- 国民の理解と協力の促進
- 社会資本としての役割を持続的に発揮させるための維持管理・更新
- 安全・安心を確保するための維持管理・更新
- 豊かな暮らし・環境や活力ある経済社会を実現するための維持管理・更新
- 維持管理・更新の重点化
- 機能・費用のバランスの取れた維持管理・更新
- ストック全体を見渡した調査・診断、評価及び活用
- 技術開発の推進
- 分野横断的な連携、多様な担い手との連携

第4章 戦略的な維持管理・更新のために重点的に講ずべき施策

現在直面している課題を克服するために**国土交通省等が重点的に講ずべき具体的施策を提言**

2. 維持管理・更新をシステムチックに行うための取組

- 維持管理・更新への「戦略的メンテナンス思想」の導入
- 維持管理・更新をシステムチックに行うための業務プロセスの再構築
- 長期的視点に立った維持管理・更新計画の策定
- 維持管理・更新に係る予算確保
- 維持管理・更新に係る入札契約制度の改善
- 維持管理・更新に軸足を置いた組織・制度への転換
- 施設の点検・診断、評価、設計及び修繕等を適切に実施するための技術者・技能者の育成・支援、資格制度の確立

1. 施設の健全性等を正しく着実に把握するための取組

- 全ての施設の健全性等を正しく着実に把握するための仕組みの確立
- 維持管理・更新に係る情報の収集・蓄積とカルテの整備
- 施設の健全性等及びその対応方針の国民への公表と国民の理解と協力促進

3. 維持管理・更新の水準を高めるための取組

- 効率的・効果的な維持管理・更新のための技術開発等
- 分野や組織を超えた連携と多様な主体との連携等
- 地方公共団体等への支援
- 地方公共団体等が円滑に維持管理・更新を行うための枠組みの提示

社会資本メンテナンス戦略小委員会 委員名簿

◎ 委員長

あきやま みつよし
秋山 充良

早稲田大学創造理工学部教授

いえだ ひとし

家田 仁

東京大学大学院工学系研究科教授

いで たかこ
井出 多加子

成蹊大学経済学部教授

おざわ かずまさ

小澤 一雅

東京大学大学院工学系研究科教授

くろかわ ゆきはる

黒川 行治

慶應義塾大学商学部教授

くろだ かつひこ

黒田 勝彦

神戸大学名誉教授

こうら ひさこ

小浦 久子

大阪大学大学院工学研究科准教授

こしいし いつき

輿石 逸樹

東日本旅客鉄道株式会社鉄道事業本部担当部長

こばやし きよし

小林 潔司

京都大学経営管理大学院・経営研究センター長・教授

ささき えいいち

佐々木 栄一

東京工業大学大学院理工学研究科准教授

たきざわ さとし

滝沢 智

東京大学大学院工学系研究科教授

ねもと ゆうじ

根本 祐二

東洋大学大学院経済学研究科教授

ふくおか しょうじ

福岡 捷二

中央大学研究開発機構教授

みなみ かずのぶ

南 一誠

芝浦工業大学工学部教授

やまだ ともこ

山田 知子

比治山大学現代文化学部准教授

(五十音順敬称略)

◎：小委員会委員長

道路法の一部を改正する法律の概要(6月5日公布、9月2日一部施行)

道路の老朽化や大規模な災害の発生の可能性等を踏まえた道路の適正な管理を図るため、予防保全の観点も踏まえて道路の点検を行うべきことを明確化するとともに、大型車両の通行経路の合理化と併せた制限違反車両の取締りの強化、防災上重要な経路を構成する道路の無電柱化の促進、災害時の道路啓開の迅速化等の所要の措置を講ずる。

背景

○高度経済成長期に集中的に整備された道路

※建設後50年以上経過した道路構造物の割合	
・橋	16% (2012)
⇒ (20年後)	65% (2032)
・トンネル	18% (2011)
⇒ (20年後)	47% (2031)

○重量車両の通行により道路の疲労が蓄積



(橋梁の抜け落ち)



(舗装のわだち掘れ)

○首都直下地震や南海トラフの巨大地震等様々な災害に備えた「命の道」の確保の必要性



(東日本大震災における道路の啓開状況)



(台風による道路の被災状況)

改正の概要

1. 道路構造物の予防保全・老朽化対策

【道路の維持・修繕の充実（ハード対策）】

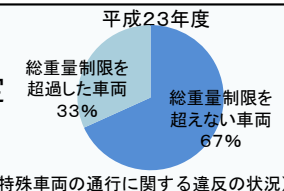
- 道路の予防保全の観点も踏まえた点検を含む維持・修繕の実施（1）
- 国土交通大臣による点検結果の調査（技術開発等への活用）
- 一定の構造物を対象とした国土交通大臣による修繕・改築の代行（2）



(道路構造物の点検)

【大型車両の通行の適正化（ソフト対策）】

- 大型車両の通行を誘導すべき経路を構成する道路を国土交通大臣が指定
→国土交通大臣による一部の大型車両の通行許可の迅速化
- 制限違反を繰り返す車両の使用者等に対する監督強化（立入検査等の実施）



主な改正内容（平成25年9月2日施行）

≪道路法施行令≫

(1)維持・修繕に関する技術的基準

- ①道路構造等を勘案し、適切な時期に、道路の巡視を行い、清掃、除草等の道路の機能維持に必要な措置を講ずること
- ②道路の点検は、道路構造等を勘案し、適切な時期に、目視等の適切な方法により行うこと
- ③点検等により道路の損傷等の異状を把握したときは、道路の効率的な維持・修繕が図られるよう、必要な措置を講ずること
- ④その他必要な事項は、国土交通省令で定める

(2)国土交通大臣による修繕・改築の代行対象

トンネル、橋及び国土交通大臣が定める施設・工作物とする。